

令和5年度 介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画

1 計画の目的及び位置付け

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」及び政令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」として策定するものである。

なお、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老振第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「課長通知」という。）別紙Ⅲ3（3）に基づき、一体的な計画（以下「計画」という。）とする。

2 計画の基準日

令和5年1月1日

3 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 報告・調査・情報公表の実施方法

（1）対象となる介護サービス事業者（詳細は、別紙一覧表のとおり。）

ア 報告・公表の対象となる介護サービス事業者

法第115条の35第1項に規定する事業者のうち、次のいずれかの要件を満たす者となる。ただし、これ以外の介護サービス事業者が、任意に報告し公表することも可能である。

（ア）令和5年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所（以下「新規事業所」という。）

（イ）計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、愛媛県国民健康保険団体連合会のデータにより基準日前1年間の介護報酬支払実績（利用者負担を含む）が100万円を超える介護サービスを実施しているもので別紙一覧表に掲げるもの（以下「既存事業所」という。）

イ 報告・調査・公表の対象となる介護サービス事業者

既存事業所のうち、令和4年中に指定を受けた事業所及び

令和3年中に指定を受け、令和4年度末調査の事業所

（2）報告、調査の方法及び期限

介護サービス情報の報告、調査の方法については、次によるものとする。

なお、介護保険法施行規則別表第2号に掲げる項目についての報告・調査について、愛媛県介護サービス情報の公表実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項各号に

掲げる複数のサービス（※）を、同一事業所（同一敷地内又は隣接敷地内の事業所を含む。）において一体的に提供している場合は、要綱別添2に定める介護サービス情報に係る運営情報項目についての報告・調査を主たるサービスの報告・調査をもって他のサービスの報告・調査として取り扱うものとする。

ただし、各サービス区分において、一体的に事業が行われていない場合、又は同一日に報告又は調査が行えない場合は、この限りではない。

ア 報告

（ア）新規事業所の取扱い

国の情報公表システムにより報告を行う。ただし、当システムにアクセスできない場合は、県から報告のための調査票様式を入手する等により、報告を行う。

（イ）既存事業所の取扱い

① 調査対象事業所

原則として調査を行う月の前々月の10日から前月の5日までに、国の情報公表システムにより報告を行う。ただし、当システムにアクセスできない場合は、県から報告のための調査票様式を入手する等により、報告を行う。

② 調査対象以外の事業所

国の情報公表システムにより報告を行う。ただし、当システムにアクセスできない場合は、県から報告のための調査票様式を入手する等により、報告を行う。

イ 調査

調査対象事業所から報告のあった介護サービス情報について、指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施する。（調査予定月等は、別紙一覧表のとおり。）

※ 一体的な報告・調査を行うサービス区分は、次の各号の種類のとおり。

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む。）
- ③ 訪問看護（予防を含む。）、指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む。）
- ⑤ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防を含む。）、指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む。）、指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む。）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む。）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予

防を含む。)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅(外部サービス利用型))) (予防を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))

- ⑩ 福祉用具貸与(予防を含む。)、特定福祉用具販売(予防を含む。)
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護(予防を含む。)
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護(予防を含む。)
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護(予防を含む。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防を含む。)
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護(介護医療院)(予防を含む)
- ⑰ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護(療養病床を有する病院等)(予防を含む。)
- ⑱ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑲ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

(3) 公表を行うべき時期

原則として、調査対象事業所については調査が完了した月の翌月末までに、その他については報告後速やかに公表する。

(4) 調査を実施する指定調査機関

令和5年度は、次の指定調査機関が調査を実施する。

○名称	特定非営利活動法人JMACS(ジェイマックス)
○住所	〒790-0003 松山市三番町6丁目5-19 扶桑ビル2階
○指定日	平成24年6月1日
○電話番号	089-913-0415
○FAX番号	089-913-0348